

美濃路の成立と陸上交通政策の展開

橋 敏 夫

はじめに

江戸幕府が寛文5年(1665)に国廻り役を派遣し、東海道人馬賃銭2割増の添高札を配布し、中山道にも同様の値上げと東海道ではみられない詳細な実態調査を行ったことは、拙稿「寛文5年における江戸幕府の陸上交通政策」で検討した⁽¹⁾。そのなかで幕府道中奉行が美濃路に宛てた廻状の宿付が変化することを取り上げ、寛文5年から始まった美濃路を中山道の付属街道化する動きが、同6年から本格化すると指摘した。

江戸時代の美濃路は、東海道熱田宿から分岐して名古屋―清洲―稲葉―萩原―一起―墨俣―大垣を經由し、中山道垂井宿に接続する。五街道のなかでも最重要な東海道と中山道をつなぐ脇街道として、これらに次ぐ位置を占めるが、陸上交通政策という側面からみれば、目立った成果は林英夫氏の研究を挙げることができるくらいである⁽²⁾。

美濃路の最大の特徴は、大垣宿を除く6か宿が尾張藩領であることで、このために江戸幕府の陸上交通政策と尾張藩のそれとが、相互にどのように展開、あるいは制約を及ぼしあったかを検討するには、最適の研究対象である。

そこで小稿では、寛文5年以降の江戸幕府と尾張藩の陸上交通政策について、史料の残存状況が極めて良好な起宿を主な対象として

検討するが、美濃路の成立と寛文5年以前の動向を明らかにすることからはじめる。これは、関ヶ原の戦いに勝利した徳川家康が、江戸への帰路に美濃路を利用して以降、家康や2代將軍秀忠が上洛にも利用したことを御吉例とし、これが美濃路の成立につながったとする林氏の見解を克服するためである。次に寛文5年の国廻り役派遣後、同6年の起宿をはじめとする尾張藩領宿々の江戸出訴について述べたうえで、高木守久以降の道中奉行廻状の宿付が変化することの意味について考えたい。

1 美濃路の成立と起宿の伝馬数

江戸時代の美濃路の成立については不明な点が多いが、慶長6年(1601)正月の伝馬朱印掟状・伝馬定書の下付というような東海道と同様な手順が踏まれていないだけで、整備は徐々に進められていたとみてよいだろう。

「尾張藩古義」によれば、名古屋の伝馬役は慶長7年から清洲を引き継ぐ形で開始されたとある⁽³⁾。同書の記述の根拠になった慶安4年(1651)の書出が見いだせないことから詳細は不明であるが、陸上交通政策という観点から慶長7年に注目すると次の2点が関わりがあろう。ひとつは中山道御嵩宿に残る「此御朱印無之して人馬押立者あらハ、其郷中出合打ころすへし、若左様ニならさる者在

之者、主人を聞届可申者也」との文言をもつ慶長7年2月24日付の伝馬朱印掟状であり⁽⁴⁾、もうひとつは同年3月7日付で岐阜町中に発給された「東照宮御朱印」とされる「御朱印なくして伝馬押立もの有之ば、其町中出合打ころすべし、若左様にならざる者においては、主人を聞可申上者也」という伝馬朱印掟状である。「尾張藩古義」に収録される後者については、これまでほとんど注目されてこなかったが、文言がほとんど同一であること、日付の近さから注目されてよいだろう。

さらに戦国時代以来尾張国の政治的拠点であった清洲にかえて名古屋に伝馬役を命じたことは、名古屋築城の先駆け的意味をもつといつてよいであろう。すなわち、関ヶ原の戦い後、徳川家康の第4子松平忠吉が清洲城主となったが病死し、慶長12年(1607)閏4月に第9子徳川義直が跡を継いだ。家康が慶長14年正月に名古屋築城を決定すると、城普請とともに清洲越しといわれる城下町の総移転が元和2年(1616)まで続き⁽⁵⁾、清洲から名古屋への移動が完了するからである。

さて起宿の「諸事覚書一」によれば、慶長13年10月18日に伊奈忠次・中野重吉・彦坂元正が先規通りに認めた尾張国中嶋郡萩原村の船頭給60石を同年中に起宿が入手したとある⁽⁶⁾。

尾州中嶋郡萩原村船頭給の事、合六拾石先判願次第渡置所也、弥往行の上下不嫌昼夜船渡可申者也、仍如件、

慶長十三戊申

十月十八日

彦坂九兵衛

元正判

此年木曾川渡シ舟

中野七蔵

起へ引申候、

重吉判

明和貳酉年迄百五

伊奈備前守

十八年ニ成、

忠次判

萩原

船頭

以上

萩原村が管轄した木曾川渡船を起宿に移転した理由は、街道の重要施設である渡船場を確定する作業の一環であろう。

伊奈忠次は家康から命ぜられた尾張国検地を慶長13年中に行っており、加えて美濃国との国境を流れる木曾川の尾張側堤防を整備・築造していた。船頭給という観点からすれば、上記と同じ10月18日付で後に佐屋路の宿場となる万場村に対しても船頭給を下付している⁽⁷⁾。

清洲越しとの関連では、元和2年11月に清洲は老中証文により伝馬所を命ぜられ、同年中にこれまで伝馬36疋を用意してきた宿々に対し、米36石が下付されたと「尾張藩古義」にある。

元和2年に起宿は尾張藩に願い出て富田村・西五城村から伝馬10疋、さらに寛永6年(1629)には小信中島村・東五条村からも伝馬27疋を出役させ、都合5宿村で伝馬73疋を用意した。「尾張藩古義」にみえる上記の記述は慶安4年の書出に基づくもので、「諸事覚書一」には寛永6年に一度に実施されたとあり、伝馬を用意した4か村を「加村」と呼んでいる。

江戸幕府は東海道と美濃路以西の中山道に対し、寛永10年から継飛脚給米を下付した。起宿宛の3月27日付老中証文は美濃国奉行岡田善政から10月9日に伝達された。「諸事覚書一」には次のようにある。

小越

一米三石七斗五升六合 京升

右是は御伝馬人足並次飛脚為御用之、当西の年より毎年被下候間、小越町の年寄手形を取被相渡、重て可有御勘定候、以上、寛永拾酉

三月廿七日

杉田九郎兵衛
在判
武藤理兵衛
在判
曾根源左衛門
在判
井上新左衛門
在判

岡田左京殿

右の本書は此方え請取置候間、以来為
証文の写し仕渡候也、

酉

十月九日 岡田左京
印判
書判

小越町
年寄中

「諸事覚書一」によれば、江戸幕府の命により起宿が掲げた人馬賃銭の高札は寛永10年5月13日付が最初であり、その一方で同年中に尾張藩から船頭給を回収された代替として12人扶持を下付され、これで船頭20人が渡船役をつとめるようになった。次いで寛永12年、尾張藩は起宿に31か村、村高13,088石余を付属させ「寄付馬」127疋を出役させ、人足は入用次第と定めた。これにより起宿では伝馬200疋を用意できる体制を整えた。「諸事覚書一」には次のようにある。

高巻万三千八拾八石三斗七升三合

一寄付馬百貳拾七疋 人足ハ入次第二つか
い申候、
村数三拾壱ケ村
三拾六疋 宿馬
馬都合貳百疋 内 三拾七疋 地馬
百貳拾七疋 寄付馬

右三拾壱ケ村、六拾年以前寛永拾貳乙亥年
寄付ニ被仰付相勤来り候 (後略)

墨俣宿でも「廿二ケ村馬ありしだい出し、すのまたにてだちん取、御人数無遅々御通り候様可旨」を寛永12年5月22日に尾張藩重臣から命ぜられ、同15年9月10日に美濃国奉行岡田善政の下僚が寄馬176疋の書物を下付したと「尾張藩古義」は記している。

万治2年(1659)7月19日、禁裏附から大目付になった高木守久が道中奉行を兼ね⁽⁸⁾、ようやく陸上交通政策の専任者が江戸幕府の職制上に登場した。翌万治3年(1660)12月、中山道「守山より清須迄」宿々は東海道に対する人馬賃銭2割増の添高札配布と拝借金給付とを行いながら京都に到着した幕府国廻り役の滞在先で、同様の取扱いを出願したが、江戸に戻り次第老中に願意を伝達するので、江戸出訴するように進められた。この一件を記載する「諸事覚書一」からこれ以上の行動は確認できない。しかし同書によれば、万治3年中に起宿は船頭給8人扶持の増額を尾張藩に出願して認められた。これで船頭20人で20人扶持と合理的な配分が可能になったのである。これは国廻り役出願に対する尾張藩の代替措置であろう。

寛文元年(1661)に起宿は馬購入資金30両を拝借して新馬12疋を購入し、宿伝馬30疋の用意が可能になった。これにより加村を含めた5宿村で総伝馬数を変えずに起宿以外の村々の出役数を変更した(表1)。

表1 美濃路起宿の伝馬数

	寛永6年	寛文元年()は役人数, []は内訳
起宿	18疋	30疋(46人)[すべて宿馬]
小信中島村	16疋	13疋(32人)[2疋宿馬, 4疋軽尻]
東五城村	11疋	9疋(27人)[2疋宿馬, 4疋軽尻]
西五城村	12疋	10疋(24人)[2疋宿馬, 2疋軽尻]
富田村	16疋	11疋(38人)[宿馬なし, 3疋軽尻]
合計	73疋	73疋(167人)[60疋荷馬, 13疋軽尻]

出典 「諸事覚書一」『尾西市史』資料編1(昭和59年3月、尾西市役所)15~16頁。

2 起宿の概要と寛文6年正月の江戸出訴

寛文6年(1666)正月、尾張藩領美濃路宿々と佐屋路宿々は江戸に出訴した。その際に起宿は道中奉行高木守久に対し、①起一墨俣宿間に木曾川・長良川の渡船場、酒井川の歩行渡り場があるために人馬の消耗が激しいことに加えて諸色高直で、数度の尾張藩からの救済措置にもかかわらず宿相続が困難であるとして、幕府の対策を求める願書、②寛永20年(1643)4月以来の人馬賃金を基に、この時点では未決定の2割増賃金を最初に記

し(表2)、そのうえで宿の概要をまとめた「美濃海道尾州中嶋郡起町覚書」(表3)、③宿絵図に記載した定助・大助と寄付の外村の宿場までの距離や家数・馬数を記した「起宿絵図ニ載村の高家人馬の覚」、④宿絵図、を提出した。ここでは人馬賃金について明確に言及していないが、②の内容から2割増が目的であると推測できる①を掲出する⁹⁾。

乍恐申上候起宿御訴訟の書付
一起宿・定助共ニ七拾三疋立置、御伝馬役
相勤申候、御通り衆多御座候時は、右の
外大助馬寄置御馳走申上候御事、

表2 美濃路起宿の人馬賃金(寛文6年正月)

種別	墨俣宿 [2里20町]	萩原宿 [1里]
元	70文	25文
軽	43文	17文
人足	35文	12文半
2割増	84文	30文
軽	52文	20文
人足	42文	15文

出典 「諸事覚書一」『尾西市史』資料編1(昭和59年3月、尾西市役所)28頁。

表3 美濃路起宿の概要(寛文6年正月)

宿町並	高並	273石5升6合
継飛脚給米		4町半
		3石7升5升6合
家数 86軒	内 訳	36軒 伝馬役
		20軒 渡船2艘船頭
		12軒 高瀬船6艘船方
		1軒 問屋 [給米5石]
		6軒 年寄 [給米7石5斗]
		2軒 馬指 [給米あり]
		2軒 定使 [給米3石]
		7軒 歩行役・小役
救済措置	幕府	錢60貫文 寛永13年拝借、明暦2年~万治元年に返済 米210石 寛永20年拝借、米代金で返済済み
	尾張藩	錢200貫文 明暦元年拝借、万治2年返済済み 金40両 宿馬飼料、万治2年拝借、返済済み 金60両 同上、万治3年拝借、返済済み 金50両 宿馬購入資金、寛文元年拝借、5年間で返済予定 金155両 町屋修築資金、寛文3年拝借、10年間で返済予定 米32石 万治3年拝借、返済済み 金50両 問屋居宅修理資金、寛文2年拝借、7年間で返済予定

出典 「諸事覚書一」『尾西市史』資料編1(昭和59年3月、尾西市役所)29~31頁。

一起宿と墨俣宿の間ニ川三ヶ所御座候、委細別紙ニ書上ケ申通式ヶ所は船渡シ、残て壺ヶ所は歩行渡にて御座候得共、水少出申候得ハ、是も船渡ニ仕候、其上大水の節ハ、御蔵入名取半左衛門様御代官所濃州須賀村の内、往還道三町余の所水押込、人馬の通路不自由ニ御座候、如此川並舟渡多御座候て、常々人馬難儀仕候御事、

一当宿の儀、御上洛の節御成道、其上朝鮮人上下の道筋並御公家様方・諸大名衆様近年御通り多御座候て、人馬舟渡御役繁相勤申候御事、

一御役相勤申ニ付、三拾四年以前御米三石七斗五升六合宛従御公儀様于今毎年被為下置候、其外式拾四年以前御米式百拾石被為借、御直段安ク錢にて被召上候故、錢百式拾七貫文余取頂戴仕候御事、

一近年升物高直にて宿中別て草臥申、八年以前亥・子兩年名古屋より金子・米拝借仕、人馬・舟渡御役儀漸々と相勤申候、並当宿家共近年一入破損仕、御通り衆御宿も御不自由ニ御座候ニ付、四年已前名古屋より金子拝借仕、家作事仕候御事、

右ヶ条書上ケ申通木曾川筋の大川御座候ニ付、諸事肝煎人多相立、少高の宿にて給分過分ニ町中より指出し、御役儀相勤難儀仕候、宿馬の儀歩渡り川並船渡御座候ニ付、いかにも達者成馬所持仕、飼領一入造作懸り申候、飼弱馬ハ船の乗下並歩行渡り川ニても度々あやまち仕候、就夫六年已前丑の年、宿馬の内拾式疋不足仕、名古屋より金子拝借仕馬求申候得共、今以宿馬統兼迷惑ニ奉存候、右書上ケ申通前々も名古屋より金子・米数度拝借仕、とやかくと御役儀相勤来候へ共、近年ハ諸色高直にて人馬統兼迷惑仕候間、被為聞召分従御公儀様何とそ末々御役儀相勤申様御慈悲を奉願候、以上、

(日付脱)

一起宿問屋

右衛門七
同所年寄
佐太郎

(宛所脱)

上記願書中に別紙とあるのが②で、該当する箇所には次のように記されている。以下では、記述の都合で河川の順番が入れ替わっている。実際には起宿から木曾川(起川)―酒井川(小熊川)―長良川を経て墨俣宿に至る⁽¹⁰⁾。

一起町より墨俣町迄道法二里式拾町(中略)此間壺里余參、小弓の橋と甲板橋壺ヶ所御座候、並川三ヶ所御座候、内壺ヶ所は木曾川筋起の渡シ、同壺ヶ所は長良川筋墨俣の渡シ、右式ヶ所は船渡シ川にて御座候、残壺ヶ所は酒井川と申、常は歩行渡にて御座候得共、水出申候へハ、是も船渡りニ仕候、右小弓橋の前三町余の所、大水出申候へハ、水込入歩行渡りニ仕候、高水の節は、人馬の通路不罷成節も御座候御事(後略)

起宿の提出書類は中山道・美濃路大垣宿が国廻り役の調査に対して提出した書上類と内容は同じであるが、林英夫氏が指摘したように特定の語句について言い換えが施されている⁽¹¹⁾。そのひとつが①の第1条にみえる「定助」「大助」の語句である。定助・大助については②で「定助高千八百八拾四石余、大助高は壺万七千四百九拾九石余、名古屋より尾州の内にて被仰付置候御事」、③で「定助四ヶ村高〆千八百八拾四石壺斗四升四合、家数〆百五拾式軒、馬数〆四拾三疋」、高〆壺万三千七百七拾五石三斗三升七合 大助三拾壺ヶ村、此家数〆千百式拾壺軒、馬数〆百廿七疋」とある。すなわち、尾張藩で「加村」、「寄付馬」と呼んでいる制度を出訴に際して定助、大助と言い換えているのである。定助・大助につ

表4 美濃路起宿の定助・大助（寛文6年正月）

村名	村高	距離	家数	馬数
小信中嶋村	325石5斗5升1合	(*)	64軒	13疋
東五条村	233石8斗5升5合	(キサイナシ)	35軒	9疋
富田村	338石1斗2升	起10町	29軒	11疋
西五城村	286石6斗1升8合	起6町	24軒	10疋
定助4か村	1,184石1斗4升4合		152軒	43疋
西萩原村	473石2斗3升	起28町	44軒	5疋
今村	223石3斗8升3合	起14町	23軒	2疋
小原村	231石3斗5升	起23町	39軒	2疋
苅安ヶ新田	629石3斗4升	起18町	63軒	6疋
祐久村	214石8升2合	起18町	22軒	2疋
野苜村	1,382石8斗8升	起32町	64軒	14疋
一色村	168石9斗7升5合	起1里8町	28軒	2疋
福森村	151石9斗2升4合	起34町	22軒	2疋
板倉村	125石3斗5升2合	起23町	16軒	1疋
吉藤村	964石7斗1升	起35町	61軒	10疋
玉野村	453石2斗4升9合	起1里10町	46軒	5疋
馬引村	382石3斗3升8合	起33町	38軒	4疋
玉野井村	607石8斗5升	起33町	40軒	6疋
蓮池村	185石4斗2升8合	起22町	13軒	2疋
山崎村	1,444石6斗3升	起1里30町	213軒	12疋
奥村	1,604石8斗5升4合	起20町	62軒	16疋
戸苅村	78石5斗9升1合	萩原6町	7軒	1疋
築込村	115石	萩原9町	11軒	1疋
横野村	237石7斗8升	萩原17町	13軒	2疋
高松村	69石4斗6升	萩原10町	7軒	1疋
多木村	204石9斗2升	萩原20町	12軒	2疋
朝宮村	153石1斗5升3合	萩原20町	35軒	2疋
富田方村	237石7斗3升1合	萩原10町	18軒	1疋
花井方村	185石2斗7合	萩原16町	24軒	1疋
二子村	182石2斗6升	萩原10町	15軒	2疋
河田方村	200石6斗2升4合	萩原15町	12軒	(キサイナシ)
高木村	428石2升4合	萩原11町	33軒	4疋
東宮重村	423石4斗5升9合	萩原20町	31軒	4疋
西宮重村	357石5斗5升	萩原18町	25軒	3疋
林野村	486石9斗7升2合	萩原28町	33軒	5疋
毛受村	571石3升	(キサイナシ)	51軒	6疋
大助31か村	13,175石3斗3升7合		1,121軒	127疋

出典 「諸事覚書一」『尾西市史』資料編1（昭和59年3月，尾西市役所）31～33頁。

(*) 小信中嶋村は2か村として書き上げてあるが，合計して1か村とした。

起までの距離は小信村が10町，中嶋村が8町である。

いては③から表4に示した。

出訴の結果，美濃路は人馬賃銭2割増を認められ，寛文6年2月16日に道中奉行高木守久は美濃路を単独とする宿付である「尾州名古屋より濃路大垣迄右宿中」宛て廻状を發した。この後，3月12日に出された道中奉行廻状の宿付はこれとは異なり，中山道を板橋宿から守山宿まで送った廻状を返却する際，垂井宿まで戻った時点で美濃路に入り，

大垣宿から名古屋宿まで送り，そこから返送されてきた廻状を大垣宿から中山道赤坂宿に届けて江戸に向かわせる指示が付されている⁽¹²⁾。なお，人馬賃銭2割増の添高札が起宿に届いたのは，6月22日のことであった。

3 道中奉行交代にともなう宿付の変化

寛文9年(1669)に近江国彦根藩領の中山道番場・鳥居本・高宮・愛知川宿と彦根城下の伝馬町は金100両ずつの合計500両を、延宝2年(1634)にはそれぞれ銭350貫文ずつの合計1,750貫文を拝借金として下付された⁽¹³⁾。享保10年(1725)6月の伝馬町役人の届書には上記以外について「万治年中以来拝借仕候分無御座」とあるから、道中奉行高木守久の特例措置だったようである。その高木守久は延宝4年(1676)10月11日に免職となった。

後任の決定は延宝8年9月12日のことで、大目付彦坂重紹が道中奉行を兼ねることになった。就任を通知する老中証文と道中奉行廻状は9月28日に発せられた。起宿の「寛文以来美濃路江参候御廻状之写」には次のようにある⁽¹⁴⁾。

彦坂彦岐守事、如高木伊勢守時、道中伝馬宿次等儀可申付候間、無滞様可相勤者也、

延宝八申

九月廿八日

(老中 堀田正俊) 備中印
(同 土井利房) 能登印
(同 大久保忠朝) 加賀印

中山道

伝馬宿中

覚

一道中御用今日十二日我等被仰付候間、重而申遣候迄者、諸事先規之通無相違様ニ可相勤事、
一御老中より被遣候御書付并此廻状書留、順々遣之、留より両通共ニ又宿次可返之事、
一従宿々御用之儀者各別、此方江見廻届参候事者不及申、飛脚成共差越間舗事、右之通拝見仕、宿付之下ニ其所之間屋・名主両判可仕候、已上、

申九月廿八日

彦彦岐

板橋

蕨

浦和

大宮

上尾

桶川

(鴻巣～河渡略)

美江寺

赤坂

垂井

名古屋

清須

稲葉

萩原

起

墨俣

大垣

関ヶ原

今須

柏原

醒井

番場

鳥居本

高宮

愛知川

武佐

守山

右宿々

問屋
中
年寄

老中証文は彦坂の道中奉行就任、道中奉行廻状は就任の際の注意事項を示したものである。廻状の第3条は御用以外のことについて報告することを禁止していて興味深い。新任者に対し、訴願行為が発生することを事前に防止したのであろう。

上記の宿付は寛文6年3月12日付廻状と違い継走の指定がないが、それに準拠するならば次のようになる。すなわち、中山道を板橋宿から守山宿まで送り、返送の際に垂井宿まで戻った時点で美濃路を一気に名古屋宿まで届け、そこから1か宿毎に大垣宿に向けて継走し、大垣宿から中山道赤坂宿に続いて江戸までというものである。

たとえ守山宿に向かう途中で美濃路を経由する行程を考えた場合でも、中山道の宿付に美濃路が含まれ、美濃路を継走する順序がこれまでの大垣宿からではなく、名古屋起点に逆転していることは動かない。この後、彦坂時代の廻状の宿付はいずれも「先同前」とあり、変化はない。

天和3年(1683)7月23日、彦坂重紹は留守居に転じ、同年8月12日付で高木守久の子である大目付高木守勝が道中奉行を兼ねることになった。後任を通知する老中証文は8月15日付、道中奉行廻状は同月16日に発せられた。「寛文以来美濃路江参候御廻状

之写」には次のようにある。

高木伊勢守事、如彦坂壱岐守時、伝馬宿次等之儀、可申付候之間、無滞様ニ可相勤者也、

天和三亥

八月十五日

(老中 戸田忠昌)
山城
(同 阿部正武)
豊後

加賀

中山道

伝馬宿中

以宿継申遣候、彦坂壱岐守御役替ニ付、道中伝馬宿支配之儀、去十二日我等被仰付之、就夫從御老中之御証文相添遣候間、順々遣之留り分右御証文、此宿継にて可返之候、勿論只今迄壱岐守御仕置被申付候通、堅可相守者也、

天和三年亥

八月十六日

高木伊勢守

板橋

巖

浦和

大宮

上尾

桶川

(鴻巣～河渡略)

美江寺

赤坂

垂井

関ヶ原

今須

柏原

醒井

番場

鳥居本

高宮

愛知川

武佐

守山

彦根

美濃路

名古屋

清須

稲葉

萩原

起

墨俣

大垣

問屋 中
右宿々 年寄

宿付を彦坂時代と比較すると次の2点が相違する。ひとつは中山道の最終地点として彦根を追加していること、もうひとつは美濃路という街道名を立て中山道とは別の宿付としていることである。継走については、指定がないので彦坂時代と同じであろう。

おわりに

以上、美濃路起宿を主な対象に美濃路の成立・整備の概要、寛文6年の江戸出訴にあらわれた江戸幕府の政策に合わせた調整、幕府道中奉行の交代を通知する廻状の宿付が変化することを検討した。要約をもって結びとしたい。

江戸時代の美濃路が慶長6年(1601)以降徐々に整備されたことは、同7年から名古屋が清洲の伝馬役を継承したこと、同13年に起宿に渡船場を移転したこと、元和2年(1616)11月に清洲に伝馬所を命じたことから確実である。

美濃路では伝馬36疋を用意していたが、早くは元和頃、遅くとも寛永初年には継主に支障があったようで、尾張藩はその対策をとった。起宿でみるならば、遅くとも寛永6年(1629)には「加村」で宿馬と合わせて76疋、同12年には「寄付村」で最大200疋を動員できる体制が尾張藩により設定されたのである。

寛文5年の人馬賃銭2割増の対象から除外された美濃路では、尾張藩領宿々が翌6年正月に道中奉行に同様の取扱いを出願して実現する。その際に用意した書類は寛文5年の幕府国廻り役の調査に対して中山道・美濃路大垣宿が提出したのと同じ様式であったが、起宿では加村・寄付村をそれぞれ定助・大助と言い換えた。尾張藩の加村・寄付村が定助・大助と同じもので、言い換え可能であることを起宿が事前に理解していたか、あるいはそうした情報を得ていることが必要である。

東海道では寛永14年の助馬令から定助・大助の設置に至る不足人馬の補充体制に関して定説を得ていないが、少なくとも尾張藩の制度が江戸幕府のそれより先んじていたことは間違いないところである⁽¹⁵⁾。墨俣宿で触れたように尾張藩の制度を寛永15年に美濃

国奉行が追認しているからである。

寛文5年の国廻り役調査以降、美濃路を中山道の付属街道として位置づけようとする意図のあらわれとして、道中奉行の廻状で指定されている宿付が変化したことを指摘しておいた。この中山道宿々のなかに美濃路宿々を埋め込んだ宿付は高木守久の後任として彦坂重紹が道中奉行に就くと、美濃路の継走順をそれまでの大垣宿を出発地とするものから名古屋宿をそれとするものに変化し、さらに彦坂の後任に高木守勝が就くと、美濃路の宿付が中山道から独立した形式に変化することになったのである。

寛文5年以前のように美濃路だけを宿付とした廻状の発出は無理でも、中山道宛の宿付のなかに美濃路という語句を復活させた。これを付属街道化に対する巻き返しと捉えたい。道中奉行の交代を利用したこうした変化で注目すべきは、美濃路について名古屋宿を出発地とする変更があったことである。そこには尾張藩の意向がはたらいていたと考えられる。尾張藩領宿々についての研究が進展すれば、上記の推測の正否が明らかになるであろう。

註

- (1) 拙稿「寛文5年における江戸幕府の陸上交通政策」『愛知大学総合郷土研究所紀要』第57輯（平成24年3月、愛知大学）所収。
- (2) 林英夫「尾張藩の寄せ船制度について」『郷土文化』第1巻第2号（昭和21年8月、郷土文化

会）、同「近世美濃路の成立」『郷土文化』第2巻第4号（昭和22年9月、郷土文化会）、同「近世宿場町における諸式徴発制」北島正元編『幕藩制国家解体過程の研究』（昭和53年1月、吉川弘文館）所収等の一連の業績。林氏の業績は『尾西市史』通史編上巻（平成10年3月、尾西市役所）にまとめられている。

- (3) 「尾張藩古義」『尾張藩古義 大垣藩座右秘鑑』（昭和15年6月、一信社出版部）21頁。以下、同書を典拠とする記述は39・21・25頁に拠る。
- (4) 『岐阜県史』史料編近世7（昭和46年3月、岐阜県）1頁。
- (5) 『新修 名古屋市史』第3巻（平成11年3月、名古屋市）15～16・95～97頁。
- (6) 「諸事覚書一」『尾西市史』資料編1（昭和59年3月、尾西市役所）18頁。以下、同書を典拠とする記述は19・16・19～20・24・17・16・25～27・17～18頁。
- (7) 和泉清司編『伊奈忠次文書集成』（昭和56年8月、文献出版）277頁。
- (8) 「柳宮補任二」『大日本近世史料』（平成9年9月覆刻、東京大学出版会）16頁。以下、道中奉行に関しては同書による。
- (9) 前掲註(6)「諸事覚書一」『尾西市史』資料編1、27～34頁。
- (10) 『美濃路見取絵図』第2巻（昭和52年6月、東京美術）。
- (11) 前掲註(2)『尾西市史』通史編256～259頁。
- (12) 前掲註(1)拙稿。76～77頁。
- (13) 『彦根市史』中冊（昭和37年9月、彦根市役所）312～315頁。
- (14) 「寛文以来美濃路江参候御廻状之写」一宮市尾西歴史民俗資料館蔵加藤家文書。
- (15) 平川新「助郷制度の確立課程」『近世日本の交通と地域経済』（平成9年11月、清文堂出版）所収のなかでも尾張藩領宿々の動向について述べ、同藩の政策が江戸幕府に先じていることが指摘されている（81～82頁）。